

## (1) 道路・交通施設

## 1) 基本的な考え方

## ①道路ネットワーク・機能の充実

広域交流の利便性の向上や産業の振興を図るため、舞鶴若狭自動車道などの高速道路や主要な幹線道路の充実により、他都市との連携を促進する広域交通ネットワークの強化に努めます。

また、誰もが快適に利用できるよう、都市拠点と周辺地域を連絡する幹線道路網、公共交通網の充実を図るとともに、利便性が高く、災害時にも対応可能な生活道路の整備を目指します。

## ②社会情勢の変化や将来のまちづくりと整合した都市計画道路網の構築

人口や交通量の減少に適応した都市計画道路網の構築のため、長期未着手や未整備の都市計画道路について、存続、廃止など計画の見直しを行います。

## ③市民にやさしい公共交通づくり

市民や本市を訪れた人が、安全・安心、かつ快適に利用できるよう、市民、交通事業者、行政が協働し、利便性の向上やバリアフリー化を促進し、公共交通ネットワークの整備を目指します。

## 2) 主要な施設の整備の方針

## ①道路

ア 京都縦貫自動車道などの整備促進

高規格道路網と鉄道網共に交差する交通の要衝地として、京阪神地域、日本海側地域とのつながりを強化して産業基盤の充実、交流を活性化することを目指し、舞鶴若狭自動車道や京都縦貫自動車道丹波綾部道路など、府北部周辺の高速道路ネットワークの早期完成を促進します。

イ 国道27号、173号などの改良と活用（主要幹線道路）

国道27号、173号を周辺都市と連絡する主要幹線道路として位置づけます。

本市の交通の骨格となる国道27号は、京都府の南部、北部などへの連絡道路であり、早期の改良整備を関係機関に働きかけるとともに、地元調整など事業の促進に努めます。

## ウ 幹線道路ネットワークの拡充（幹線道路）

主要地方道、一般府道、市道の一部（都市計画道路）を幹線道路として位置づけま  
す。

主要地方道福知山綾部線、主要地方道小浜綾部線、一般府道広野綾部線、一般府道  
上杉和知線などの改良整備を京都府等関係機関に働きかけます。

市道の適切な維持管理を行い、市内の円滑な移動の確保に努めます。

## エ 都市計画道路網の見直し

長期間未着手や未整備の都市計画道路は、「京都府都市計画道路網見直し指針」に  
基づき、必要性や実現性などから総合的な検証を行い、次の視点から存続、廃止など  
計画の見直しを行います。

### 【見直しの視点】

- i 都市の骨格形成に必要なか（広域ネットワーク、都市の主軸の形成など）
- ii 交通機能として必要なか（交通混雑の緩和、駅へのアクセス強化、バス運行など）
- iii 空間機能として必要なか（環境空間、防災空間、収容空間など）
- iv 計画実現上の課題は無いか（公共施設、文化遺産、地域コミュニティなど）

## オ 市民との協働による道路づくり（生活道路）

生活道路となっている市道は、関係者と協働により緊急性の高い路線から順次整備  
を推進し、日常生活の利便性の向上に努めます。

市道高槻陸橋線は、交差点の早期改良整備を図ります。また、J R 綾部駅周辺と綾  
部市立病院を連絡する市道青野豊里線の改良整備を図ります。

市が管理する橋梁は、事後的修繕から予防的修繕及び計画的な架け替えを基本にし  
た長寿命化修繕計画を策定し、コスト縮減を図りつつ計画的な維持管理に努めます。

## カ 安全・安心な道路ネットワークの機能充実

主要な道路の段差の解消など、ユニバーサルデザインの導入を推進し、誰もが安心  
して利用できる道路環境の創出を推進します。

高齢者や障害のある人、来訪者などにわかりやすい案内標識の整備に努めます。

交通量の多い幹線道路は、歩道・自転車道の整備を推進するとともに、歩道の安全  
対策の充実に努めます。

## ②公共交通

### ア 鉄道の利便性の向上

J R 山陰本線の綾部・園部間の複線化の検討や、利用しやすい運行ダイヤ編成、駅のサービス向上などを関係機関に働きかけます。

### イ 生活交通の維持・確保

バス利用者のニーズに対応した運行ダイヤの編成やわかりやすい時刻表の作成など、あやバスの安定的な運行の確保と利便性の向上を図ります。

公共交通機関のない過疎地域で運行されている自主運行バスの運営を支援し、生活交通の確保を促進します。

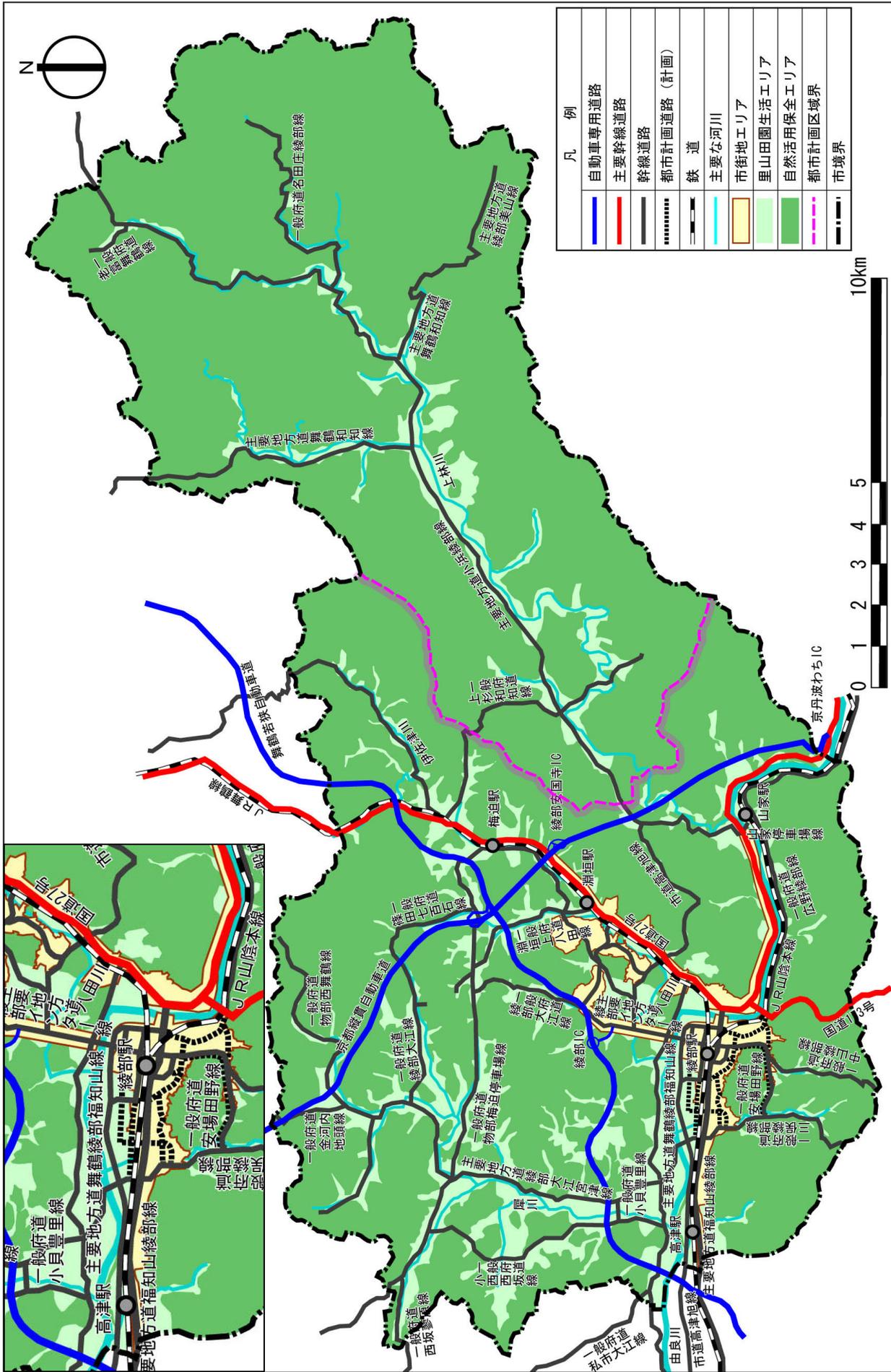


图 5-2 道路・交通施設整備方針図

## (2) 公園・緑地

### 1) 基本的な考え方

#### ①安全・安心に利用できる公園の充実

ゆとりや憩い、交流、スポーツ・レクリエーションなどの場として、安全・安心な公園・緑地づくりや、地域の特性を活かした公園の活用を推進します。

#### ②市民参画と緑化の促進

住民との協働による公園づくりや管理運営など、市民参加による緑化の推進や緑地の保全を目指します。

### 2) 主要な公園・緑地整備の方針

#### ①都市公園の整備、再生、保全

運動公園、総合公園、地区公園、街区公園など都市公園の適正配置と、市民のニーズに対応した、再生整備やユニバーサルデザイン化に努めます。

都市公園施設の適切な維持管理に努めます。

#### ②公園施設の長寿命化の推進

安全・安心を図るとともに、コスト低減を図るため、都市公園の公園施設長寿命化計画を策定し、計画的に公園施設の維持管理や改築・更新を図ります。

#### ③市民との協働による公園管理

公園・緑地の整備や維持管理に市民が参画できる体制づくりを検討し、地域住民の公園愛護心の育成、地域コミュニティ活動を推進し、市民と協働による個性ある公園づくりを図ります。

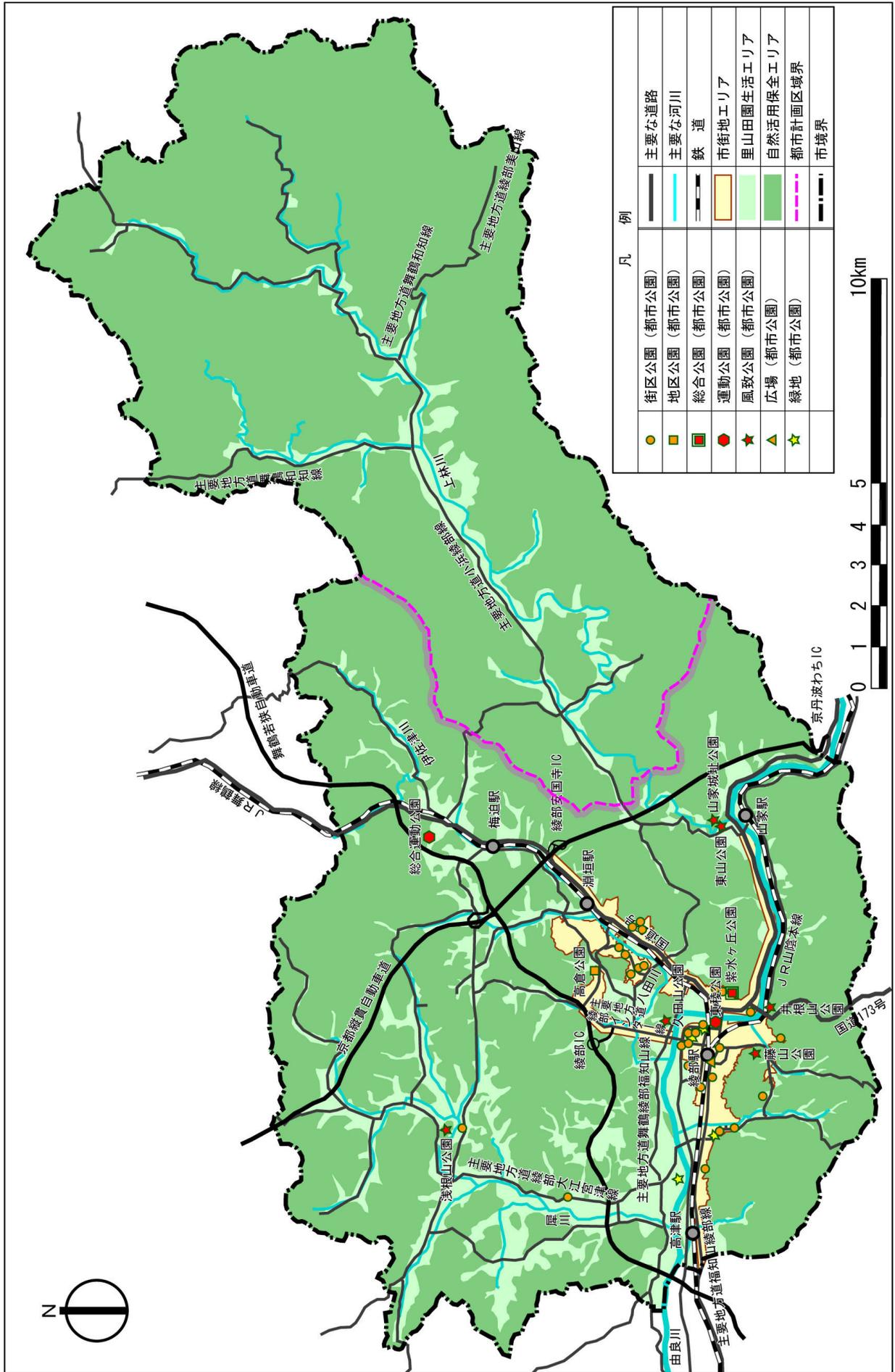


図 5-3 公園・緑地整備方針図

### (3) 上下水道・河川

#### 1) 基本的な考え方

##### ①水道の安定供給

市民に安全で安心な水を継続的に供給するため、水道施設の適切な維持管理や統合整備事業などを計画的に推進し、水道未普及地の解消と安定供給を目指します。

##### ②地域の特性に応じた下水道の整備推進

市民の生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、地域の特性に応じ、公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽による水洗化の計画的・効率的な整備を推進するとともに、下水道関係施設のほか、都市下水路や樋門の適切な維持管理などに努めます。

##### ③安全・安心な川づくり

水害に対する安全性の向上を図るため河川の治水事業を推進するとともに、自然と人が共生できる水辺空間の創出を目指し、河川整備などを促進します。

#### 2) 主要な施設の整備の方針

##### ①上水道

浄水場などの適切な施設管理に努めるとともに、老朽化した上水道施設・設備の計画的な更新や耐震化などに努め、水の安定供給を図ります。

第一浄水場は、老朽化に伴い新たな施設の整備を図ります。

##### ②簡易水道

上林・東八田・山家西簡易水道統合整備事業の早期整備に努めます。

老朽化した施設の計画的な更新に努めると同時に、上水道との経営統合と経営統合後の水道整備について検討します。

##### ③公共下水道

公共下水道事業計画区域の早期整備に努めます。また、全体計画区域について、計画的かつ効率的な整備を推進するとともに、既存施設の長寿命化対策に取り組みます。

##### ④農業集落排水

物部・東八田地区の農業集落排水事業の早期整備に努めます。また、既存施設の良好な維持管理に努めます。

### ⑤ 合併処理浄化槽

公共下水道や農業集落排水での整備区域以外については、合併処理浄化槽の補助制度の活用や特定地域生活排水処理事業による水洗化を促進します。

### ⑥ 都市下水路

都市下水路や樋門の適切な維持管理を行い、市街地や既存集落における浸水対策に努めます。

### ⑦ 河 川

国や流域自治体と連携し、由良川連続築堤整備の早期完了を関係機関とともに推進します。また河川や危険溪流などについては、必要な河川改修や治水対策を関係機関とともに推進します。

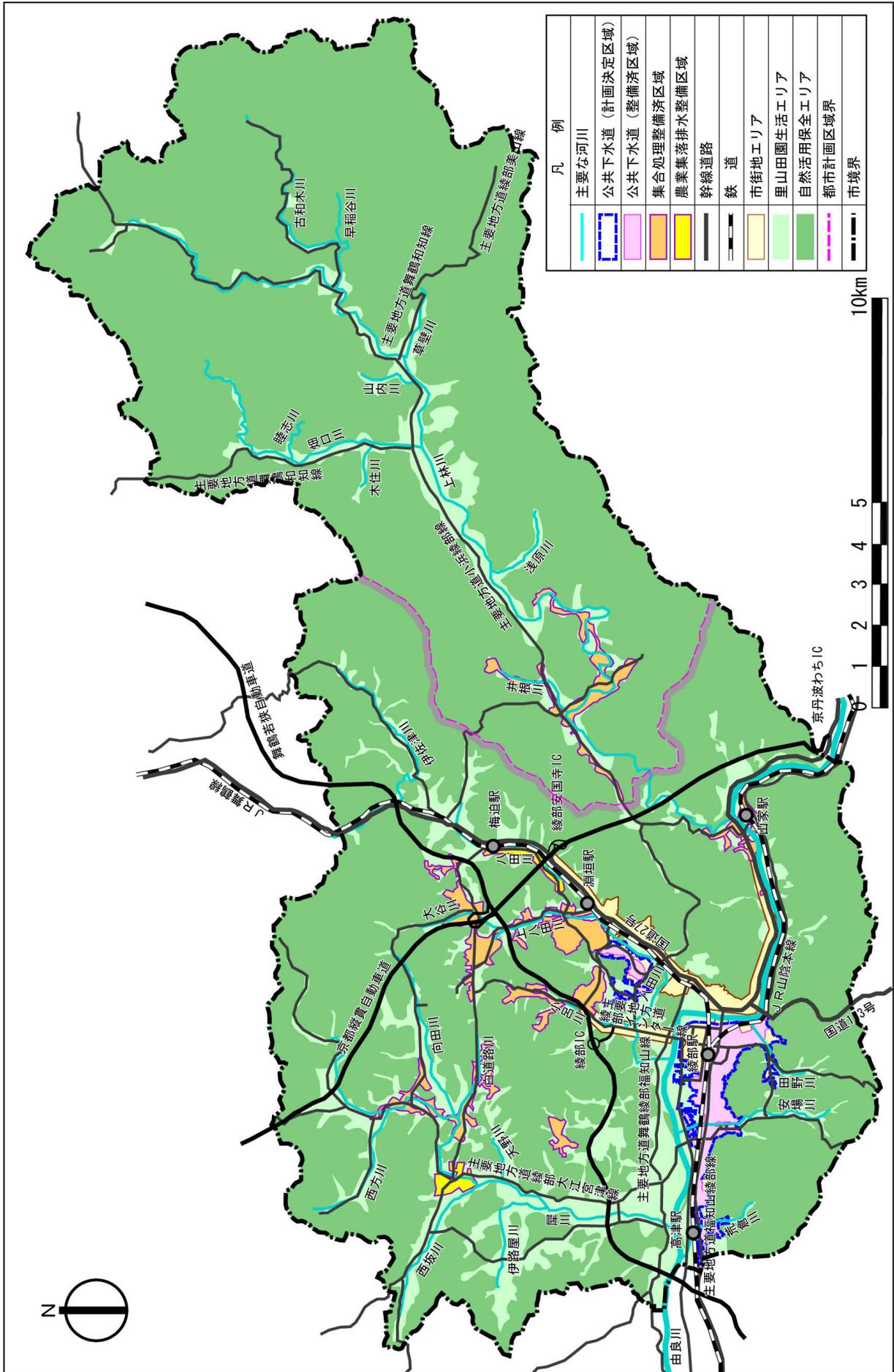


図 5-4 上下水道・河川整備方針図

## (4) その他の都市施設

### 1) ごみの処理施設整備と減量化

#### ①ごみ処理施設などの整備

クリーンセンターは、ごみの適正な処理と減量化を目指し適正な運転管理を図ります。また、ごみの資源化、減量化を促進し、最終処分場の延命に努めるとともに、埋め立て完了を見通す中で、新たな最終処分場の整備を進めます。

#### ②ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進による減量化

廃棄物については、発生抑制、再使用、再生利用の3R〔「リデュース（ゴミになるものを減らす）」「リユース（繰り返し使う）」「リサイクル（資源として再び使う）」〕を基本に、市民との協働により家庭での適正な分別によるごみの減量運動に取り組みます。

また、リユースショップの活用やリサイクル施設の整備の検討など、分別収集の円滑な実施と適切な処理に努め、ごみの減量を促進します。

### 2) し尿処理施設の適正な維持管理

し尿処理施設は適切な維持管理を図り、し尿、浄化槽汚泥の適正な処理を図ります。

### 3) 斎場・墓地の適切な維持管理

斎場は、長期的な使用に耐えられるよう適切な維持管理と安全な稼働を図ります。共葬墓地は、適切な維持管理を図ります。